

高所作業車(垂直昇降型)の各部機能と操作方法のポイント

高所作業車を使用する際はあらかじめ関係法令を準拠するとともに、メーカーや型式によって操作方法が異なる場合があるため、取扱説明書を熟読し注意事項を十分理解した上で安全に使用してください。

⚠ 運転操作を誤ると重大災害に至る危険があります!!

※下記はENTL061S-4の各部機能と操作方法となります。メーカーや型式によって操作方法が異なる場合がありますため、必ずお使いの機種の取扱説明書をご確認ください。

メイン電源キー操作

上部操作スイッチ

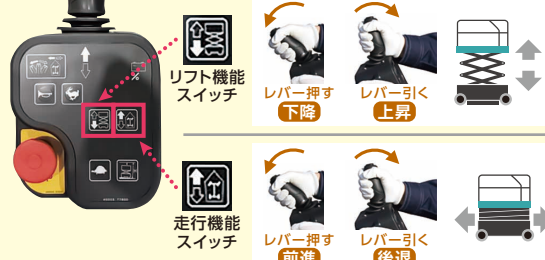


下部操作スイッチ

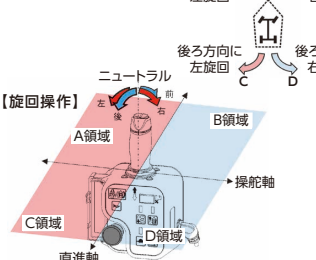


上部操作レバー

リフト／走行

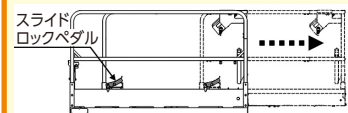


走行／操舵



配置や操作方法是メーカー・型式によって異なる場合があります。

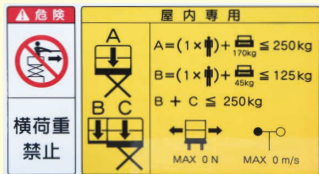
作業床



拡張

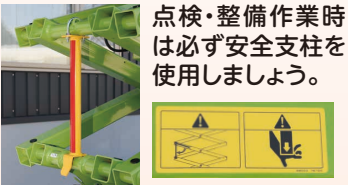
足踏み式ロック機構で立ったまま解除可能

定格積載荷重



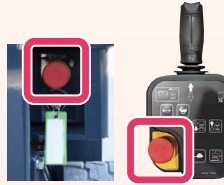
許容重量を必ず守りましょう。

安全支柱

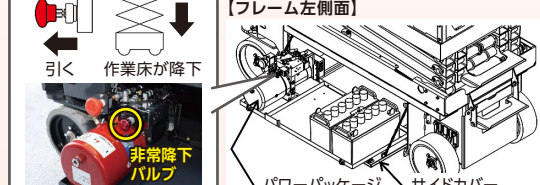


点検・整備作業時は必ず安全支柱を使用しましょう。

非常停止スイッチ



非常降下バルブ



必ず作業開始前点検を実施し、各部の機能や作動に異常がないか、破損や損傷がないかを含め確認をしましょう!

レンタルのニッケン

ホームページでも最新情報をお届けしています。是非ご覧ください。

レンタルのニッケン 検索

安全ニュースのご活用について

- 弊社は皆様の安全作業に関するよりよい情報をご提供するため、安全ニュースの製作・配布に取り組んでおります。下記、ご理解いただき、ご活用いただけますようお願い致します。
- 安全ニュースの一部または全部において、個人・法人を問わず、弊社および引用先(各種団体など)の許諾を得ずに、いかなる方法においても、営利目的にて、無断で販売・複写・複製・貸出・加工・加筆および、公衆送信(インターネットやそれに類した送信)などを利用して提供することを禁じております。
- 弊社は、本紙の内容において如何なる保証も行いません。
- 本紙内容にて発生した障害および事故についても、弊社は一切責任を負いません。

レンタルのニッケン 公式 情報発信中!



安全ニュースで取り上げて欲しい題材やご意見・ご要望などがございましたらeメールをご活用ください **e-mail: nikken@rental.co.jp**

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



レンタルのニッケン

お客様の安全作業のために。

安全ニュース

Safety news

2026年
10月号
No.298

編集・発行

株式会社レンタルのニッケン
安全部/営業支援部

お問い合わせ

TEL.03-6775-7811

特集 【三大災害】建設機械災害

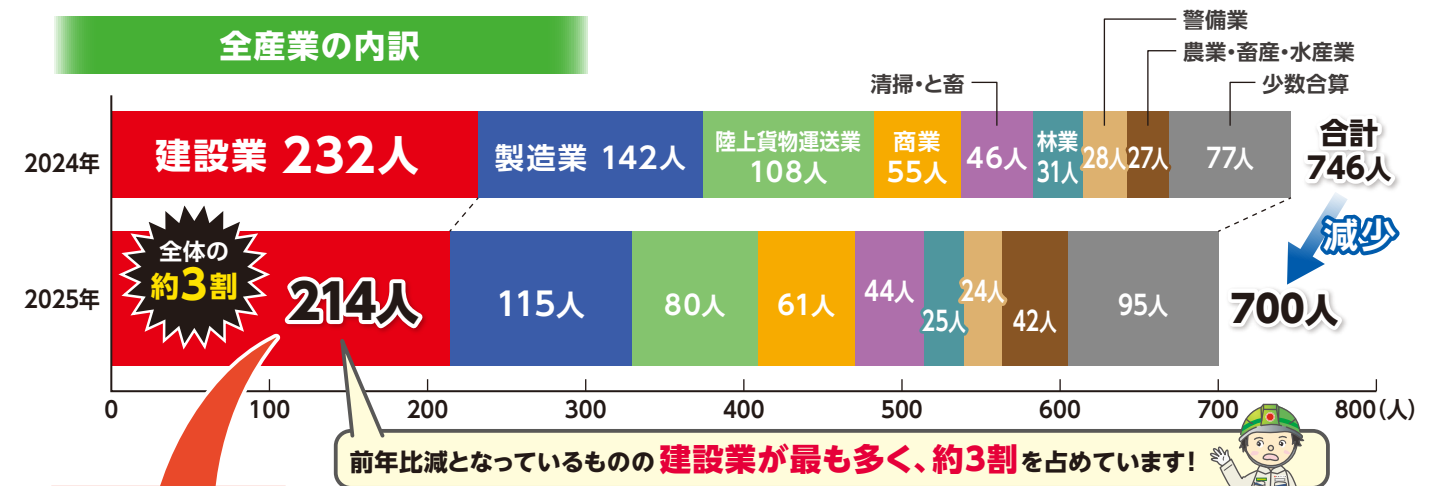
- 建設業における死亡災害発生状況
- 墜落・挟まれによる死亡災害事例
- 墜落制止用器具を正しく使いましょう
- 高所作業車(垂直昇降型)の各部機能と操作方法のポイント

2026年
11月号の予告

秋季全国
火災予防運動

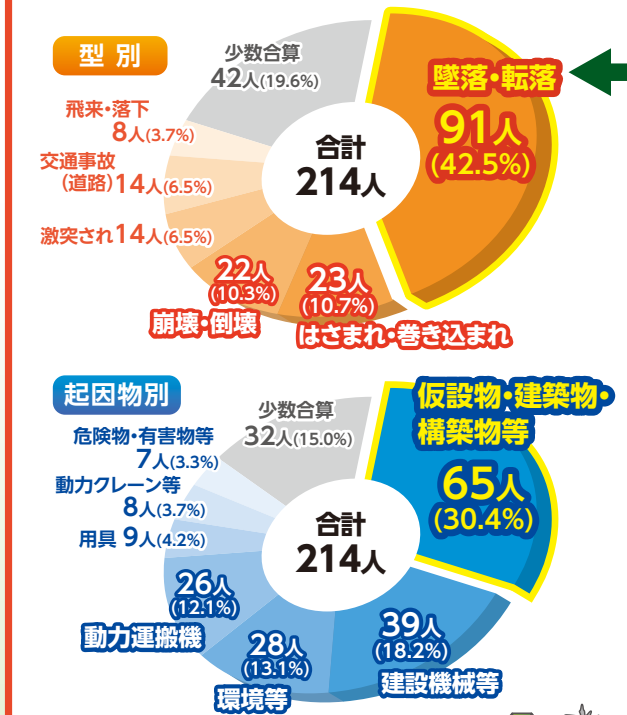
参考:「労働災害統計」(厚生労働省) (https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/tok/toukei_index.html)
「労働安全衛生規則」(厚生労働省) (https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=74003000&dataType=0)を加工して作成

建設業における死亡災害発生状況



建設業の内訳

※割合(%)の合計は端数処理上100%にならない場合があります。



労働安全衛生規則では、墜落等による危険を防止するための措置及び遵守事項が定められています。

労働安全衛生規則

第2編 第9章

墜落、飛来崩壊等による危険の防止

第1節 墜落等による危険の防止

事業者の義務

第518条(作業床の設置等)

2m以上の高所作業時は足場を組み立てる等、作業床を設置。設置が困難な場合は、防網及び要求性能墜落制止用器具を使用させる。

第519条(開口部等の囲い等)

2m以上の高所作業時は開口部等へ囲い、手摺り、覆い等を設置。設置が困難な場合は、防網及び要求性能墜落制止用器具を使用させる。

第521条(要求性能墜落制止用器具等の取付設備等)

2m以上の高所作業時、要求性能墜落制止用器具を使用させる場合は、取付設備を設置し、随時、点検を実施する。

労働者の義務

第520条(要求性能墜落制止用器具の使用)

労働者は、上記条項(第518条及び第519条)の場合、要求性能墜落制止用器具を使用しなければならない。

⚠ 危険を防止するための措置を講じなければならない ⚠

★ ホームページにも掲載しております!是非ご覧ください。★

墜落・挟まれによる死亡災害事例

参考:「職場のあんぜんサイト「労働災害事例」」(厚生労働省) (https://anzeninfo.mhlw.go.jp/jirei/sai_search.html)を加工して作成

高さ13mの箇所で作業中、足を滑らせ地上まで墜落した



- 原因**
- ①落下防止網や墜落制止用器具の使用など墜落防止措置を講じなかった
 - ②足を乗せる箇所ではない鉄骨及び根がらみに足を乗せて作業を行った

対策例

- 落下防止網や墜落制止用器具の使用など墜落防止措置を講じる
- 作業床を設置し、鉄骨や根がらみに足を乗せて体を支えるような無理な姿勢の作業を無くす

足場の解体作業中、足場上を移動していたところ地上に墜落した

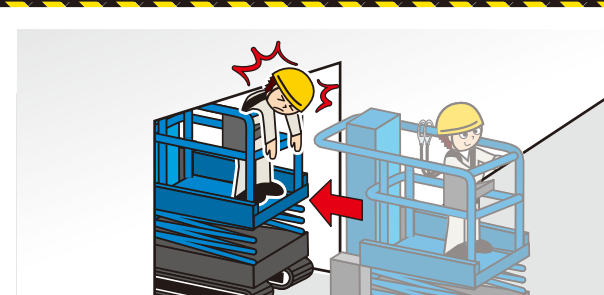


- 原因**
- ①2丁掛けの墜落制止用器具が適切に使用されていない
- 片方のフックを親綱に掛ける前に、もう一方のフックを親綱から外した、もしくは、掛けつもののフックが親綱に完全に掛けられていなかった

対策例

- 墜落制止用器具の教育徹底を図る
- 作業開始前に、適切な使用方法を確認させ、定着を図る

高所作業車を運転中、壁と作業車の間に挟まれた

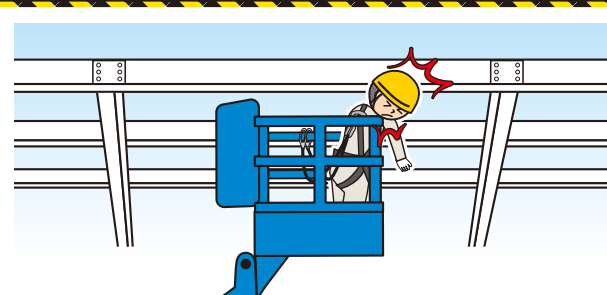


- 原因**
- ①高所作業車の運転について特別教育を受けていなかった
 - ②高所作業車を用いて行う作業計画や指揮者が定められていなかった
 - ③通り抜け部に対して高所作業車に余裕がなかった

対策例

- 高所作業車の運転業務には、技能講習または特別教育を修了した者から、事業所が指名した者を就かせる
- 高所作業車を用いて作業をするときは、作業場所に適応する作業計画を定める

高所作業車のバケットを上昇中、バケットの縁と架台の梁に挟まれた



- 原因**
- ①架台の下でバケットを高速で上昇させた
 - ②挟まれについて、危険防止の指示・指導が行われていなかった
 - ③高所作業車を用いて行う作業計画や安全作業手順が作成されていない

対策例

- 上方に障害物がある場合、バケットは低速で上昇させる
- 挟まれを防止するための指示・指導を行う
- 高所作業車を用いる作業について作業計画などを作成し、安全教育を行う

墜落制止用器具を正しく使いましょう

参考:「安全帯が「墜落制止用器具」に変わります!」(厚生労働省) (<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000473567.pdf>)を加工して作成

墜落制止用器具の選定要件

墜落制止用器具の選定要件は2019年1月25日に改正された「墜落制止用器具の規格」とガイドラインにおいて規定されています。高所で作業をする際は、必ず選定要件にあった器具を使用し、安全作業を心がけましょう。

要件1

6.75mを超える箇所では、フルハーネス型を選定

6.75m

要件2

使用可能な最大重量に耐える器具を選定

体重100kg+装備品10kgの場合、100kg用

要件3

ショックアブソーバは、フック位置によって適切な種別を選定

腰の高さ以上にフック等を掛けて作業を行う場合

第一種 ショックアブソーバ

足下にフック等を掛けて作業を行う場合

第二種 ショックアブソーバ

一般的な建設作業の場合は5mを超える箇所、柱上作業等の場合は2m以上の箇所では、フルハーネス型の使用が推奨されます。

墜落制止用器具の点検・保管 (一部抜粋)

墜落制止用器具の点検・保守及び保管は、責任者を定める等により確実にを行い、管理台帳等にそれらの結果や管理上必要な事項を記録しましょう。

- 点検は、日常点検のほかに**一定期間ごとに定期点検**を行う
- 定期点検の間隔は**半年を超えないこと**

	摩耗・傷	塗料・薬品類による変色・硬化・溶解	縫糸の摩耗・切断・ほつれ
ベルト	工具ホルダー等の取付部は定期的に摩耗をチェック		
	摩耗・亀裂	変形	錆
金具類			
	摩耗・傷	ランヤード	摩耗・傷・やけど
ショックアブソーバー			1年以上使用しているものについては、短い間隔で定期的に目視チェック

一度でも落下時の衝撃がかかったものは使用しないでください!!

- 保管**
- 直射日光の当たらない所
 - 風通しがよく、湿気のない所
 - 火気、放熱体等が近くない所
 - 腐食性物質が近くない所
 - ほこりが散りにくい所
 - ねずみの入らない所